

幕末長崎の競馬場・遊歩道設置をめぐる交渉の一経過：『雑書書拔』を中心に

田端, 真弓
九州大学健康科学センター

<https://doi.org/10.15017/27205>

出版情報：健康科学. 35, pp. 17-24, 2013-03-29. 九州大学健康科学センター
バージョン：
権利関係：



幕末長崎の競馬場・遊歩道設置をめぐる交渉の一経過：
『雑書書拔』を中心に

田端 真弓¹⁾

The issues of the horse racetrack and promenades construction around
Nagasaki Town at the end of Tokugawa period:

With reference to the negotiations of Western sport and recreation facilities
in 1866

Mayumi TABATA

Abstract

The purpose of this study is to clarify contexts of the negotiations between Nagasaki Magistrate (a magistrate's office in Nagasaki Town) and the Ministers of Britain and France, concerned with the horse racetrack and promenades construction in Nagasaki at the end of the Tokugawa period in Japan, and to examine causes that the negotiations did not go well there. This paper is based on a part of three historical sources: *Zassho Kakinuki Ichi* (1865-1867), *Zassho Kakinuki Ni* (1865-1867), and *Nagasaki Keiba-jyo Secchi Ikken Ichi* (1866). Nagasaki became one of the places that had a foreign settlement since the bakufu signed Ansei Commercial Treaties (trade agreements) in 1858. The foreigners at Nagasaki Settlement demanded to build the horse racetrack and promenades as Western sport and recreation facilities for them. According to *Zassho Kakinuki Ichi*, the negotiations in May 1866 between Nagasaki Magistrate and Britain minister were focused on the geographical features of Nagasaki and the expense for the horse racetrack and promenades construction. However, they could not reach conclusions because the characteristics of the locality of Nagasaki were problem, and could not decide how the cost was paid. After carrying on these negotiations it was obvious that British opinion and French one was different. It included the financial affairs and so on. Though Nagasaki Magistrate did not change his proposal till then, he expressed that accepting French one was better than doing British one for the bakufu and Nagasaki. It suggests that he showed willingness to compromise. Eventually, three people could not complete the negotiations,

1) 九州大学健康科学センター Institute of Health Science, Kyushu University

*連絡先: 九州大学健康科学センター 〒816-8580 福岡県春日市春日公園 6-1 Tel & Fax: 092-583-7685

*Correspondence to: Institute of Health Science, Kyushu University 6-1 Kasuga-koen, Kasuga, fukuoka 816-8580, Japan.
Tel & Fax: +81-92-583-7685. Email: tabata.mayumi.332@m.kyushu-u.ac.jp

and the demands for the horse racetrack and the promenades construction around Nagasaki Town torpedoed the negotiations. Nevertheless the horse racetrack and promenades construction were one of diplomatic issues and common interests at that time.

Key words: Nagasaki Magistrate, settlement, Ministers of Britain and France, diplomatic negotiations

(Journal of Health Science, Kyushu University, 35: 17-24, 2013)

はじめに

安政5(1858)年、幕府が安政の仮条約で5ヶ国と通商条約を締結したことにより外国人の居留が認められ、横浜や神戸と同様に長崎にも外国人居留地が設置された。慶応2(1866)年12月には横浜根岸において日本初の競馬場が竣工され¹⁾、このような施設は居留地に滞在する外国人のためのスポーツ娯楽施設として、その役割を果たし、特に横浜においては遊歩道と競馬場がその主たる施設としてあげられている²⁾。菱谷によれば、長崎に居住する外国人の遊歩地は厳しく限定され、乗馬の制限もあって、居留地での生活は「窒息感」を感じるものであった³⁾。乗馬は外国人にとって散歩やボーリングとならぶ「レクリエーション」であり、彼らは「窒息感からのけ口」としてレクリエーションや西洋スポーツを行ったのである。

このようなことを背景に長崎においても競馬場設置の検討がなされていった。長崎においては、元治元(1864)年に幕府によって競馬場の設置が許可され、以降、それらを具体化するための交渉が長崎奉行と各国公使らとの間で始められていた。しかし、横浜とは対照的に長崎における競馬場設置は頓挫してしまったのである。その交渉内容を検討し網羅した立川は、長崎において競馬場は設置されなかったが、幕末期の競馬場ならびに遊歩道交渉を背景に、明治期に入っていくつかの橋や遊歩道などが完成されたと述べている⁴⁾。

そこで本研究では、競馬場、遊歩道設置に関する交渉記録の一部を用いて、幕末期に移入されようとしていたスポーツという観点から、慶応2年5~7月における交渉内容と交渉が難航した理由について検討し、明らかにすることを目的とした。本研究で用いた主たる

史料は、『雑書書拔 壺』⁵⁾⁶⁾および『雑書書拔 式』⁷⁾(『雑書壺』『雑書式』と略す)、『長崎競馬場遊歩場設置一件』⁸⁾⁹⁾(『設置一』と略す)である。

1. 史料『雑書壺』『雑書式』の概要および目録

本研究で用いる主要史料『雑書壺』『雑書式』は、「文久三年戊子より慶応三年卯マテ」の外交関係について記した長崎奉行史料とみられ、「式冊之内」の「壺」あるいは「式」とあるように、『雑書壺』の続編が『雑書式』である。そこでまず史料『雑書壺』『雑書式』のそれぞれの構成とその詳細について示した。

1) 『雑書壺』の競馬場・遊歩道関連目録

目録番号一から四十四までの項目で構成された『雑書壺』は長崎居留地における「地料」「改税」「外国人埋葬」を含んだ史料である。競馬場および遊歩道に関する内容は、目録番号二十三「競馬場の義二付英国公使対話之趣申上之事」、二十四「寅五月廿九日英国公使ト応接大意書之事」にあつて、具体的な交渉記録は二十六「寅六月十日同断 競馬場一件」、すなわち慶応2年6月10日の「英国公使」との「応接大意」について書かれたものと、「同断」が「二十六」のような競馬場に関連した記録であることを示す二十七「同六月一二日同断 同断」がある。(以下、「二十三」「二十四」「二十六」「二十七」と略す)。

「二十六」「二十七」はそれぞれ、慶応2年6月10日、同月14日に当時の長崎奉行であった能勢大隅守¹⁰⁾とイギリス公使ハリー・パークスとの競馬場建設に関する交渉を記録したもので、彼らの他にイギリス領事とみられる「岡士フロール」や通訳とみられる者、「立合」の者などが同席し、いずれも長崎において行われ

た。「二十三」はその内容から、同年5月のものとみられ¹¹⁾、これによれば、「長崎表浦上新田江競馬場取建方之儀ニ付一昨年以来服部左衛門佐より追々奉伺候処」（「二十三」）であって、長崎に競馬場を建設しようとする議論は元治元年頃より始められ、奉行であった能勢は、それまでにすでに進められていた交渉を引き継いだのであった、すなわちこの史料は「二十四」や「二十六」、「二十七」に至るまでの交渉経過を端的に示すものとしての性格を持つものである。同時に「二十三」は、本研究が交渉の初期に遡るものではなく、あくまで交渉の中途段階を明らかにするものと位置づけられることを示唆する。

2) 『雑書式』の競馬場・遊歩道関連目録

一方、「洋銀引替」や「貸渡可相成居留地」などの内容を含む『雑書式』は目録番号四十五から百六までで構成されている。このうち、競馬場および遊歩道に関連したタイトルが付されたものに、四十七「競馬場遊歩場之儀英公使申立仏公使申立相違いたし候儀ニ付在府組頭ヨリ掛合之事」（以下、「四十七」と略す）、五十七「於江府閣老ト英公使ト御対話遊歩場一条ニ付適宜都合議セン為ニ此程組頭差遣右回答いたし候御書翰ヲ以掛合之事」、九十七「出嶋ヨリ居留地江之遊歩場并橋架等之義申立之事」があり、「四十七」は慶応2年8月頃のもので、「在府組頭」から奉行へ「掛合」があったこと伝えている文書であるとみられる。本稿では特に「四十七」に記された当時のイギリス公使パークスとフランス公使レオン・ロッシュの競馬場に関する意見の相違に着目した。これらの内容を具体的に検討するために『設置一』の一部を用いた。

なお、『雑書壱』『雑書式』に関する引用は、引用文のあとに「（「目録番号」）」を、『設置一』の引用については、「（資料名、月日あるいは月）」をいずれも漢数字で記載する方法をとった。

2. 競馬場設置に関する交渉内容とその問題点

1) それまでの交渉の経過

元治元年より開始されていたとみられる競馬場設置の交渉は以前にこれらを担当していた長崎奉行から後任の奉行へと引き継がれて慶応2年に至り、奉行は長崎に滞在していた「ガール」¹²⁾から「当地之義ハ横濱箱館両港と違ひ平地之地至而少く増して私領も打交居遊歩場等無之各人毎々苦情申立て候」（「二十三」）とあるように居留地に滞在する外国人が「遊歩」する場所がないため苦情を申し立てていると伝えられた。これは競馬場建設に対する「ガール」の督促とみられる。ここに至るまでにすでに競馬場設置などについていくつかの草案あるいは要望が出されていたとみられ、「二十三」によれば、次の3つが確認できる。①浦上競馬場の建設を見合わせて戸町に遊歩道を作る、②浦上ではなく平田に競馬場を建設する、③出島海岸から浦上新田までの道路を新規で建設する。しかし、外国人の要望にかかわらず奉行としては「最初より取極候浦上新田競馬場之方早々取懸り可申候」として浦上に競馬場を設置することを考えていたとみられる。その上で「二十三」では、これまでの交渉で出された①～③のいずれにも問題があると述べられている。そして「ガール同様戸町村之方望之者多分有之今一応奉行同道同所辺地理見分致度段強而申聞候間則各岡士同行場所見分仕候処兼而支配向より申聞候通り中々容易可切開地勢ニ無之…」（「二十三」）とあるように、戸町は遊歩道を設置するには適切な地勢にないことから、慶応元年12月までの「ガール」との交渉において浦上に競馬場を設置する方向で「粗談判相調」、すなわち議論がまとまっていたと奉行は認識していたとみられる。

ところが慶応2年に入ってオールコック¹³⁾が加わったことにより「談判又々差纏」となって再び交渉がまとまらなくなり、奉行にとって交渉は「意外之談判」となっていったのである。つまり、これまでの交渉経過から、競馬場の設置場所がほぼ決まっていたと考えていた奉行にとって、残された課題は居留地から競馬場までの道路の設置とその費用の交渉のみであると認識されていた。ところが、外国人は従来から「遊歩所之方

懇望と相見江兎も角も戸町村場所見分之上可然地所有之候は、是非共遊歩所取建度旨申聞」（「二十三」）として慶応2年の段階において居留外国人は適切な場所があれば競馬場よりも「遊歩所」の建設を希望していたのである。そこで再び出島海岸から大村藩の領地であった時津までの遊歩道の設置を要求し、競馬場設置を撤回したのであった。奉行は「時津辺遊歩所之儀は断念いたし候様」、様々な対処、説明をしたが、承諾を得られなかったとしている。

このような交渉難航の背景には、種々の理由が存在していたとみられる。そこで、次項では交渉の内容の記録から交渉が難航した理由について土地、地理、費用などの観点から史料を整理した。

2) 地理上の問題

そもそも居留地に住む外国人が上に述べたような苦情を申し立てた理由は、「横浜箱館両港と違ひ平坦之地少く増して私領も打交居遊歩場所無之」（「二十三」）、横浜などと異なる長崎の地形などにあったとされている。交渉にあたったパークスは長崎について「外国人遊歩之地少く私料は接近いたし居甚差支殊ニ山間高低多く候」（「二十四」）として、居留外国人は高低差があって近隣に藩領が迫った長崎における「遊歩」に不満を感じていることを伝え、その上で彼らは競馬場の設置は取りやめにしてもよいという考えを持ちつつ、競馬場・遊歩道の設置を要求し交渉にあたっていた。

一方、奉行は、浦上競馬場の設置は認めていたものの、遊歩道の建設について許可をすることはなかった。それは次の理由からであった。「二十六」によれば、パークスから出島から大黒町海岸への道、また、時津から大村までの道の建設についての提案と質疑がなされたとき、「同所は佐嘉之台場有之差支候」、「大村道は私領之儀出嶋より之海岸ニは佐嘉台場も有之品々差支候…」（「二十六」）と回答した。さらに「二十七」による交渉では、パークスが時津までの道路を要求した際に「右時津は私領ニ付拙者之一存ニは決し難く候」（「二十七」）、それでも時津までの道路建設を要求するパー

クスに対して「私領之義は其許江府ニ於て談判被致候外無之」（「二十七」）と続けた。すなわち、執拗に遊歩道の設置を求めるパークスに対して、奉行は遊歩道設置について、居留外国人が佐賀藩や大村藩領に立ち入ることを回避すべき交渉をしなければならず、それでも要求を続けるパークスに「私領」については奉行の手が届く内容ではないので、江戸で行うようにと伝えているのである。

3) 建設費用の負担の問題

上述のように、長崎独自の地理がかかえた問題は、設置が難航した背景の一端であったが、それだけではなかった。そこで次に費用面での交渉内容に焦点をあててみた。

先に慶応元年までに決定した内容が、翌年になって再びまとまらなくなったと述べてきたが、この発端は居留地から競馬場までの道路にあった。「此度各国望ニ寄新規取設候儀ニ候間入費ハ差出候様申談候処素より道ハ競馬場属し候儀ニ而既ニ横浜表ニ而も馬上ハ地稅差出候得共道は政府ニ而補理相成地稅は勿論入費等も差出不申」（「二十三」）とあるように、長崎奉行は道路の設置は各国の要望によって生じた新たな事業であるため、そこにかかる費用は外国人に負担してもらうように考えていたとみられる。ところが、横浜の競馬場にかかる道路は幕府が負担していたことを理由に、外国人側は費用を負担することを承諾しなかった。この点について慶応2年5月5日の交渉では保留されたとみられる。

その後、奉行とイギリス公使との間では「下直」にできるもの、「安価」で済ませられる「海岸」への新道についての議論がなされたが、奉行が「入用半金又三分式も被差出」（「二十六」）、すなわち外国人が費用の半分あるいは三分の二を負担するように答えたことに対して、イギリス公使は「尤海岸江新道御開き相成候迄外国人而已ニ無之日本人も通行可致間右入費は日本政府江属し相当之儀と被存候」（「二十六」）、「莫大之御収税ニ付西洋人之ため遊歩之場所位は御国ニ而御備江

有之候ても可然存候」（「二十六」）と、外国人のために道路を造るとはいってもその道路が完成すれば当然日本人も通行するであろう、そして、遊歩する場所ぐらひは幕府によって準備されてもよいと切り返したのである。同日の交渉では、イギリス公使が出島から競馬場までの道路、競馬場から時津までの道路、競馬場を築造する場合の見積り書の作成を要求しているが、奉行は「フロール」がそれを持っていないか尋ねた後、「ガール」滞在中に決まったことだとして特別の対応はしなかったようにみられる。

その次の交渉日である6月14日、パークスは挨拶を終えた後、すぐさま競馬場とその道路の建設の両方を進めれば「入費も相増し可申」（「二十七」）として、費用の概算を尋ねる。そして、奉行に対して、パークス自身の「目論見」に同意してもらえば安価に済ませることができるとした。「二十七」によれば、それは「競馬場并前條之道路は何れも入費巨大ニ付先相止メ」（「二十七」）、時津に道路を設置したいというものであった。ここから、パークスは、費用を理由にして競馬場の設置を中止する意向と伝えたことが読み取れる。

4) 『雑書書拔』にみる長崎奉行および外国公使らの要望

ここで、慶応2年5月までにおける長崎奉行能勢とイギリス公使パークスの競馬場・遊歩道設置に関する双方の主張を検討する。

(1) 能勢大隅守の主張

競馬場に関する交渉は長崎以外に横浜においてもなされていた¹⁴⁾¹⁵⁾。しかし、長崎奉行は競馬場に関する土地代や競馬場までの道路建設費用について横浜同様にするつもりはなく、むしろ費用については外国人側の負担とすることを考えていた。また、奉行の希望は浦上に競馬場を設置することであって、それ以外の遊歩道の設置などにはそれほど関心がなかったように読みとれる。

次の交渉における奉行の発言は、奉行がそのような

姿勢であった理由についての手がかりを与える。

「私領之義は其許江府ニ於て談判被致候外無之候得共一体右道路之義は我国人往来之道路ニ而士民其外担負之者ならびに牛馬之往返も有之自然外国人車馬を馳せ候処雑沓致し候ては混雑相生し候哉も難計懸念ニ付入費は相懸り候共競馬場取建候方良全之事ト相考へ候」（「二十七」）

「外国人遊歩之道路を我国民ト俱ニ混し候ては双方にて自然面倒相起り候哉も難計大ニ心配致候」（二十七）

まず、藩領あるいはその付近を外国人が遊歩するような事態にはしたくないということ、これは奉行以外の幕府や大名を巻き込む問題であること、そして、日本人が通行する道路を外国人が遊歩した場合、問題が生じるであろうこと、これらがその背景にあったと推察される。

(2) パークスの要望

交渉にあたったパークスは競馬場設置といくつかの遊歩道案を提案した。競馬場を設置するのであれば、そこまでの遊歩道の費用は横浜と同じように幕府が負担すべきであることを主張した。ところが、競馬場をとりやめて遊歩道のみを設置する案をも奉行へ伝えている。特に浦上新田よりも土地の状態がいい大村藩領時津道にため時津までの遊歩道建設を要求している。

3. イギリス公使とフランス公使の意見相違

1) それまでの経過

上で述べてきたように、『雑書書拔』の慶応2年5月までの競馬場の交渉はイギリス公使と奉行を中心に展開されてきた。本項はそれ以後の交渉の一部について示す。

「一去々六月中競馬場遊歩場等之儀ニ付英公使パークスへ先達而御引合之上時津迄遊歩の方并出嶋ヨリ海岸埋立者止メニ致し大黒町ヨリ浦上新田競馬場迄之道路新規取建候方御見込候方之御対話書并絵図面共御添被遣御伺書者去々六月廿八日河内守殿江小野田吉次郎を以進達致し候義去七月廿四日便申進御承知之儀といった

し」（「四十七」）

上のようにイギリス公使との交渉で慶応2年6月までには時津までの遊歩道と出島から海岸への埋立てを取りやめて、競馬場を建設することと大黒町から競馬場までの道路を拓くことが決定されていたとみられる。ところが、ここでロッシュは異なる提案をしていた。その主張の詳細について「四十七」には記されていないが、「英公使申立と大ニ相違」するものであり、かつ「仏公使之説当方御都合宜候」とあるように、フランス公使の案の方が日本にとって都合がいいものであったことがうかがえる。

このときイギリス公使とフランス公使がいかなることを申し立てていたのか、長崎奉行とそれぞれの公使との間にいかなるやりとりがあったのか慶応2年6～7月の『設置一』から読み取ることができる。

2) 能勢大隅守とロッシュとの交渉

同年6月21日、『設置一』の「長崎奉行仏公使ト対話大意書」によれば、長崎フランス領事館において、ロッシュと奉行能勢の間で競馬場に関する検討が行われた。ロッシュは「競馬場之儀者パークス申立候道出来候ニ者多分之入用可相掛趣仏国ニ而者政府おゐて多分之入用等相掛候儀者不相好儀ニ付斯之通り出来候ハ入用も相減可然哉ニ被存候」（『設置一』、六月廿一日）と述べて、パークスの競馬場新道建設案では費用が高くなると考えられるがそうだとフランス側としては好ましくないことを伝え、このとき差し出したとみられる「絵図面」等の通り建設すれば費用を抑えられるのかと尋ねた。それに対して奉行は「差支無之」として、費用が抑えられればいいが、イギリス公使より「異存」があるかどうかかわからない、長崎では決断することができないと付け加えている。

「競馬場之儀ニ付英仏公使対話之趣申上候書付」によれば、6月17日、奉行はフランス公使と対談し、競馬場の「競馬場之咄ニ押移り」とあって、競馬場について会話がなされた。やはり、フランス側としては多額の費用になることは避けたい、そして、次のような

提案をしたとみられる。

「時津辺迄之遊歩場者止ニいたし出嶋前ヨリ戸町村字波之平解牛條脇手迄在来之居留場道其儘相用尤出嶋前通波之平解牛場前等新規埋立板橋掛渡且解牛場高台江花園出来候得者遊歩者勿論競馬場にも事足諸事輕弁ニ而入費も相省け御都合可然」（『設置一』、七月）

イギリス公使が主張するような時津までの遊歩道設置は中止して、出島から「戸町村字波之平」までは在来の道を使用して、「波之平」を埋め立てる。「波之平解牛場」にある高台に「花園」ができれば、そこを競馬場や遊歩道にすればよい。これによって費用を抑えることができるというものであった。

3) 能勢大隅守とパークスの交渉

同年同月23日には、フランス公使との交渉と同様に、長崎におけるイギリス領事館において奉行とパークスの会談が行われたとみられる。これについては「長崎奉行英公使ト対話大意書」にあり、このときイギリス公使は、いずれの人物かは不明だがイギリスの「普請掛」で遊歩道等の建設に精通した人物を連れていたとみられる。フランス公使からの異議申し立てがあるかを尋ねられた奉行は、「先キニ其許江引合候儀有之候」、すなわち、先にイギリスと競馬場・遊歩道の交渉を進めてしまっているのでどちらにしても長崎では判断できないため江戸で決定するように促した。「競馬場之儀ニ付英仏公使対話之趣申上候書付」によれば、このときのパークスは前日のロッシュとの会談のあと時津案を断念し、競馬場よりも遊歩道の設置が「手軽」として出島から佐賀砲台までの埋立ても中止、そしてこれまでに述べてきたような大黒町から新田までの遊歩道の建設を主張したと推察される。そして、その見積り書を請求、「私者競馬場ヨリも遊歩所之方懇望ニ有之」（『設置一』、六月廿三日）として競馬場よりも遊歩道の建設を「懇望」していることを伝えた。いずれにしても奉行は「江府命令次第」とことわってこの日の記録が閉じられている。

4) 奉行の意向

これまでに述べてきたようなイギリスおよびフランス公使の競馬場、遊歩道設置に対する意見について奉行はどのように考えていたのか、外国奉行に宛てた「書付」から読み取ることができる。

「競馬場之儀ニ付英仏公使対話之趣申上候書付」によれば、イギリス公使が要求するような遊歩道を設置したとすれば、「不都合」が生じるかもしれないので、遊歩道を設置するならば、「周囲にある御料所」に限るもので、具体的には競馬場と「大黒町ヨリ海岸」までの道路と考えていた。しかし、長崎が非常にせまい土地柄であったにもかかわらず、公使らがそれぞれに申し立てをするため、奉行は競馬場設置の議論をまとめきれないでいたが、外国奉行に対して、時津までの遊歩道だけは断るようにと伝えていた。

その上で、フランス公使の案は、「田畑潰地も出来不申市中往来之差障り者勿論私領接近之患も無之遊歩場一区ニ取纏り夫是御都合可然儀ニ有之」（『設置一』、七月）として、田畑をつぶさない、市中に差し障りがない、藩領との問題も生じないという点において奉行にとって望ましい案であり、かつ、フランス公使の提案に従って築造すれば、道路の周囲の「地料」が上がり、競馬場のための道路は「自然」とできあがるなどとした。そして、もし競馬場建設が遊歩道の設置に変更された場合は、外国人に費用を負担させないで済む、その裏では前述のような費用負担における横浜とのかねあいを考慮に入れていたであろうと読みとれる。

これらを受けて、奉行は最終的に次のような意向を外国奉行に伝えた。「市中をも多く遊歩之道芝と相成り往々如何様之不都合相生し可申も難計候間レランローシ見込之方ニ御治定相成候方御入用者一時之儀往々御都合可然奉存候…仏公使申立候方ニ御談決相成候様仕度奉存候」（『設置一』、七月）として、パークスの要望に従えば、のちに外国人が「市中」を出歩くことになり、そうなればどんな「不都合」が起こるかわからない。それよりも、費用は一時のことであるからここはロッシュの案に沿って決断した方が「御都合可然」、こ

の理由によってフランス公使の意見に決めたいとしたのである。

おわりに

元治元年頃より開始された長崎競馬場設置に関する交渉のうち、本研究では慶応2年5～7月の史料を中心に、長崎奉行とイギリス公使、そしてフランス公使の交渉内容と交渉をするにあたって問題となった点に着目して検討、考察を進めた。

史料の目録構成や内容から幕末期における競馬場ならびに遊歩道設置に関する交渉は外交問題の一つであったことがうかがえる。

これらの設置について、長崎奉行は当初、浦上に競馬場を設置することを予定して公使との交渉にあたっていたが、奉行にとって問題となったのは遊歩道の設置であった。長崎の地形や非常に狭い地理が遊歩道設置に関する交渉の障害となっていたこと、またそこにかかる費用面においてイギリス公使との間で一定の結論をみることがなかったことが交渉難航の理由の一つとなったと考えられる。

さらに、交渉が進むなかでイギリス公使の意見とフランス公使の意見が異なっていることが確認された。これらの根底には費用面での差異があり、それが両国の提案の差異となっていたと考えられる。奉行はそれまで一貫して浦上に競馬場を置くことを主張していたようにみられるが、フランス公使およびイギリス公使とのそれぞれの交渉を経たあと、イギリス側の要望を汲むことによって起こる弊害を懸念してフランス側の提案を受け入れた方が望ましいと考えていたとみられる。

参考文献

- 1) 立川健治 (2003): 幕末・長崎における競馬場設置問題, 富山大学人文学部紀要, 39: 17-45.
- 2) 山本邦夫; 棚田真輔 (1977): 横浜スポーツ草創史, 道和書院, pp.19-29.

- 3) 菱谷武平 (1988): 外国人居留地の研究, 九州大学出版会, pp.106-107.
- 4) 前掲書 1, p.44-45.
- 5) 長崎奉行 (1865-1867): 雑書書拔 壺, 長崎奉行文書, 長崎歴史文化博物館.
- 6) 森永種夫 (1970): 長崎幕末史料大成 2, 長崎文献社, pp.391-422.
- 7) 長崎奉行 (1865-1867): 雑書書拔 式, 長崎奉行文書, 長崎歴史文化博物館.
- 8) 筆者不詳 (1866): 長崎競馬場遊歩場設置一件 一, 通信全覧編集委員会 (1986): 続通信全覧 類輯之部 二一, 雄松堂出版, pp.625-628. 所収.
- 9) 本研究で用いた『続通信全覧』は, 外務省外交史料館に所蔵された原本『続通信全覧』を四分の一の大きさに編纂した史料である。本史料は, 文久元年から明治元年までの外交史料を収めたもので, 安政6年から万延元年の史料を収めた『通信全覧』とともに, 幕末から明治の対外関係を知る史料である。
「長崎競馬場遊歩場設置一件 一」は「地处門 競馬場遊園」と題されたところに含まれている。本研究で用いた史料は, 『雑書式』を補足すると考えられるもので, 目録における「六月廿一日 長崎奉行公使ト対話大意書」「同廿三日長崎奉行英公使ト対話大意書」「十月欠日競馬場遊歩場設置云々英公使請求ニ由リ長崎奉行意見開陳ノ上申」である。そのうち「十月欠日」の史料は, 目録には 10 月とあるが, 慶応 2 年 7 月に長崎奉行である能勢大隅守から外国奉行に提出されたとみられる「競馬場之儀ニ付英公使対話之趣申上候書付」とそれに添付された「絵図面」そして, それに対する同年 9 月の外国奉行の「評議」を含んでいる。本研究は, 主として『雑書壺』および『雑書式』を用いたものであるため, 「競馬場之儀ニ付英公使対話之趣申上候書付」のみを扱うこととした。前掲書 8, pp.625-628. 通信全覧編集委員会編 (1983): 通信全覧 第一巻, 雄松堂出版, pp. i -iii.
- 10) 第 121 代朝比奈昌広, 甲斐守に続く, 第 122 代長崎奉行, 能勢頼之, 官名大隅守である。慶応元年 8 月 10 日から慶応 3 年 12 月 12 日までその職につき, その後免職となったとみられる。また, 「二十三」にある服部左衛門佐とは服部常純のことで, 第 117 代奉行である。外山幹夫 (1988): 長崎奉行, 中央公論社, pp.188-204.
- 11) 史料「二十三」に「去丑閏五月廿九日和泉守殿被仰渡候趣」, そして「同七月」「同十二月」「当春」「先月廿九日」「今月五日」「十日」とあり, かつ次の史料「二十四」が「寅五月廿九日於英岡士館同公使応接大意」であることから慶応 2 年 5 月のことを示す史料であると考えられる。
- 12) 「ガール」とはイギリス長崎代理領事であった。前掲書 1, p.25.
- 13) オールコックとは, ラザフォード・オールコックのことで, イギリス初代駐日公使であった。前掲書 1, p.20.
- 14) 立川健治 (1994): 幕末～文明開化期の競馬一横浜・根岸競馬をめぐって一, 富山大学人文学部紀要, 20: 61-125.
- 15) 前掲書 2, pp.19-29.